

鹿 沼 市 印 鑑 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

次のように改める。

令和 8 年 8 月 25 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市印鑑条例の一部を改正する条例

鹿沼市印鑑条例（昭和 52 年鹿沼市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「以下同じ。）」を「）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による特定特別永住者証明書をいう。）（以下「個人番号カード等」という。））」に改める。

第 9 条第 2 項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

第 9 条の 2 の見出し中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条第 1 項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に、「記録済番号カード」を「記録済番号カード等」に改め、同条第 2 項中「記録済番号カード」を「記録済番号カード等」に、「次に掲げる」を「新たに個人番号カード等の交付を受け、又は個人番号カード等の再交付を受けた」に、「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同項各号を削る。

第 14 条第 2 項及び第 14 条の 2 第 1 項第 1 号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。